

平成22年第2回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成22年3月15日（月曜日）

議事日程（第7号）

平成22年3月15日（月）午前10時00分開議

第1 議案第90号から議案第95号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君
19番	金光英晴君	20番	猪股文彦君
21番	川上龍一君	22番	本間千佳子君
23番	金子克己君	24番	根岸勇雄君
25番	近藤和義君	26番	祝優雄君
27番	加賀博昭君	28番	竹内道廣君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
会計管理者	本間佳子君	総務部長	齋藤英夫君
企画財政部長	齋藤元彦君	市民環境部長	金子優君
福祉保健部長	佐々木正雄君	産業観光部長	金子晴夫君
建設部長	田畑孝雄君	総務部長（総務課長）	中川義彦君

企画財政部長 (財政課長)	本	間	進	治	君	市民環境部長・ 副部長(下井環境課長)	木	下	良	則	君
福祉保健部長 (福祉課長)	新	井	一	仁	君	産業観光部長 (観光課長)	計	良	範	龍	君
建設部長 (建設課長)	渡	邊	正	人	君	教 育 長	渡	邊	剛	忠	君
教 育 次 長	山	本	充	彦	君	両津病院 管理部長	菊	地	賢	一	君
消 防 長	加	藤	貴	一	君	企画財政部 情報政策幹主	清	水	忠	雄	君
市民環境部長 (市民課長)	佐	藤	弘	之	君	商業観光部長 (商工課長)	浅	井	和	子	君
教育委員会 学校教育長	児	玉		功	君						

事務局職員出席者

事 務 局 長	山	田	富	巳	夫	君	事務局次長	池		昌	映	君
議事調査 係長	中	川	雅	史	君		議 事 係	谷	川	直	樹	君

午前10時00分 開議

○議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第90号から議案第95号

○議長（竹内道廣君） 日程第1、議案第90号から議案第95号までを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、議案第90号から95号まで一括してご提案申し上げます。

議案第90号 佐渡市誘致校奨学金貸与条例の制定について、本案は本市が誘致した招致校に在学し、修学意欲があるにもかかわらず経済的な理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸与するため、条例を制定するものであります。

議案第91号 移動通信用鉄塔無線設備購入契約の締結について、本案は携帯電話基地局整備事業に基づき現在整備中の携帯電話基地局に設置予定の無線設備、アンテナ及び電源装置の購入契約を締結することについて、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第92号 両津小学校校舎及び体育館耐震補強・改修工事請負契約の締結について、本案は両津小学校校舎及び体育館耐震補強・改修工事請負契約について平成22年3月12日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第93号 加茂小学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について、本案は加茂小学校校舎耐震補強・改修工事請負契約について平成22年3月12日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第94号 佐和田中学校校舎及び体育館耐震補強・改修（建築）工事請負契約の締結について、本案は佐和田中学校校舎及び体育館耐震補強・改修（建築）工事請負契約について平成22年3月12日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第95号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第7号）について、本予算案は一般被保険者の療養給付費に不足が生ずる見込みのため、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,500万円を追加し、予算総額を73億883万8,000円とするものであります。なお、その財源として国民健康保険事業財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

議案第90号 佐渡市誘致校奨学金貸与条例の制定についての質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） それでは、少しお聞きしたいのですが、まず条例本文のことですが、第7条のところの返還の猶予、卒業後も引き続き市内において在学中であるときということと、その次の2号ですね、災害、傷病その他やむを得ない理由により返還が困難であると認められたときは猶予するということですが、次の返還の免除、第8条のところでは第2項ですか、奨学生が奨学金返還の完了前に死亡し、または心身障害等のためですが、上のほうでは災害、傷病では返還を猶予するということですが、返還の免除の中には災害というようなのは含まれないのか、災害によって返還ができないというような場合はこれに該当するのか。この心身障害等、この「等」にはどういうものが含まれるのか、まずお聞きをいたしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） お答えいたします。

災害につきましては、やむを得ない理由により返還が困難であると認めるときということで、一応猶予するということですが、それから、心身障害等のためということにつきましては、障害の程度によりまして様子を見まして免除する場合があるということですが、

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 今の心身障害等については、その程度というようなものを、別に委任事項がありますからここで市長が別で定めるといって解釈するわけなのですが、そこでちょっと今度は条例から離れまして、離れるというよりは生徒数などについてお聞きしたい。

まず、1点はこの条例が施行された場合に当面对象となる学校というのは幾つあるのか。それから、その学校の現在の生徒数。それから、在学しておる生徒数の中で市内に在住されている生徒は全員なのかどうか。それから、22年度の生徒数の見込みはどのようになっているか、それをお聞かせいただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） 22年度の入学予定数でございますが、3月1日現在で全部で25名入学を見込んでおります。

この誘致校の学校名でございますが、現在伝統文化と環境福祉の専門学校、今現在1校でございます。21年度の生徒数でございますが、学校を開校して初めて第1期の卒業生が介護福祉学科で10名卒業生がおります。その生徒を除きますと、現在いらっしゃる方が21年度入学された方で29名、それから20年度入学された方で10名卒業しておりますので、17名……

〔「市内に全部住所を移されているのか」と呼ぶ者あり〕

○商工課長（浅井和子君） そこまでは把握しておりませんが、この奨学金の貸与制度は住所を移した学生に対しまして貸与するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） ちょっと参考までにお聞きしたいのですが、その第7条の第1項ですが、卒業後も引き続き市内において在学中であるときということですが、これは実際こういうケースというのは考えられるのでしょうか。普通ですと高校出て今の専門学校へ入って、島内にはそういうほかに大学もないわけですし、また高校へ入るなんてちょっと考えづらいのですが、実際にどういう事例を想定されておるのか。

それからもう一つ、第8条の返還の免除、5年以上継続して市内に居住しておればそれを免除するといいますが、この5年というのは何か特別の根拠があるかどうか、その辺をその決めた理由をお聞かせいただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） 卒業後も引き続き市内において在学中であるときという場合でございますが、例えば卒業後看護学校に学生として入学した場合を想定しております。

それから、5年以上というのは、特にありませんが、健康推進課で設置してあります貸与条例との関係で一応5年というふうに設定しました。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） ほぼ白杵議員と同じなのですが、問題は5年というその算定根拠がどうもしっくりこないの、その説明をもう少し詳しくご説明いただけますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） 健康推進課の条例に合わせたということですが、これにつきましては医療従事者の関係だと思えます。これについては、やはり島内に5年以上いてそれに従事していただければそれなりの島内に貢献をしたというふうに、判断の基準を5年としたというところでございます。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 当然島外から来た人を優遇するという形を想定して私はこれをつくったのだらうと思うのですが、市内に住所を有する者ということになれば、佐渡の人も受けられることになるわけですね。そして、特に医療関係、福祉関係というふうな特殊な職業に従事した者が5年間、卒業して佐渡市にそれに従事すればもらえるというふうな形ですから、かなり業種的に偏った形のものになり得る。それだけに私は、その算定根拠がしっかりしたものでないと、なかなか理由づけができていくのではないかなということが懸念されたものですから、その算定根拠の5年に再度しっかりした答弁をいただきたいということでお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） お答えいたします。

誘致校奨学金の貸与条例につきましては、職業を規定しているものではありませんので、5年間いればそれなりに貢献したということで5年というふうに設定させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 1点だけ、施行規則のほう、関係資料になりますけれども、ここの連帯保証人なのです、3条。申請者は、連帯保証人2人を立てなければならないとなっておりますけれども、これ2人という、何で2人なのだというその根拠があれば、1人ではだめな理由というか、をお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） お答えいたします。

この条例を制定する場合に、いろんなところの貸付金の条例を参考にさせていただきました。その条例にはほとんどが2人というふうになっておりましたので、2人のほうがなおかつ安全ということもありまして、2人にさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） ほかのものを参考にということなのですけれども、そもそも目的で経済的理由により修学が困難な者に対して当然奨学金は出されるわけなのですけれども、このご時世保証人になるという、なってもらふということが、1人は同じ世帯内の親なり何なりなれると思うのですけれども、もう一人保証人をとるという作業が物すごく困難だと私は思うのです。親戚であってもなかなかとれないとか、まして他人であれば、金額を問わずなかなかこのご時世とりにくい。それなのに2人ということになると、1人だったら自分が当然卒業して返済、返していくわけですが、何かあったときには父親なり母親なり兄弟なりというのは可能でしょうけれども、第三者、もう一人保証人をとる、とる作業が難しくて申し込めないというような方も中にはおるのではないかなと思うのです。佐渡市でこれ独自でやるのであれば、もちろんいたほうが確かに佐渡市としては保険ですから、当然いたほうがいいにこしたことはないのですけれども、申し込む立場からすると、連帯保証人2人というのは結構高いハードルになるような気がしますので、もしそのところ考えられれば考えてあげたほうが経済的に困っている申請者に対してはよいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるとおりハードルは高いということは考えましたが、一応参考にしたところがほとんど2人というふうになっていましたので、やはり2人のほうがいいだろうということで2人にさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 3点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、条例の第1条、これによりますと経済的な理由で修学が困難な者に対して奨学金を貸して佐渡市の活性化を図るということですが、決してこの条例悪い条例ではなくていい条例だと思うのですが、1つは佐渡市に誘致をした学校のみに限っている点はということなのか。つまりそういった要求があるのか。先ほど入学生数が20人とか話がありましたが、もともと佐渡市の誘致した学校に入りたいという、そういう要求があってできたものなのかどうか、それが1点。

2点目は、返済義務と返済免除との関係です。ちょっとわかりにくいので、教えていただきたいのですが、単純に言えば5年間継続していれば免除ができるというふうに理解してよいのかどうか。

3点目には、これ予算書みればわかる話なのですが、全体としての予算額をどの程度見込んでいるのか、お尋ねをします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） お答えいたします。

この貸付条例につきましては、学校のほうからも要求もありましたし、佐渡市が誘致してきた学校でありますので、やはり長く存続ということもありますので、そういう意味で条例を提案しました。

それから、5年間継続している場合の免除ということでございますが、基本的には返済は卒業した翌年度の4月1日からすべて返済が発生します。そして、5年間いた場合に、それ以降のまだ返済が残っている分につきましては免除するというものでございます。ですので、5年間いた場合には約半分免除されるというものでございます。

〔「予算額」と呼ぶ者あり〕

○商工課長（浅井和子君） 予算額は、6から7名程度を見込んで552万円を計上しました。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） まず、1点目ですが、つまり入りたいという父兄よりも学校あたりからお願いがあったという今のお話だろうと思うのですが、確かに深刻な経済状態の中でこういった条例をつくるのは私いいと思います。また、誘致した学校にやるのももちろんいいとは思いますが、市民的な感覚で言うと、佐渡市にあるのもそうなのだけれども、本土に渡るのも本当に大変だということである、何も私は市誘致ということに限る必要はなかったのではないかとと思うのですが、その点いかがですかということ。

免除の関係ですが、ちょっとわかりにくい。第8条でいうと、返済の全部または一部を免除するものとする、先ほど声がありましたが、免除するものと、できるのではなくてすると、する規定なのですね。

これはどう理解をしたらいいのか、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） この条例につきましては、佐渡市が誘致した学校について貸し付けるというものでございます。ほかの学校につきましては、いろいろ基金もありますし、ほかの奨学金制度も市においてありますので、今回はこの条例に限っては市が誘致した学校についての貸与条例でございます。

それから、免除するものとするということですが、5年以上たった場合は免除します。できるではなくて、しますというものでございます。よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 質疑なので、質疑での角度で1点だけ。先ほど目的の点で言いましたが、経済的な理由で大変な方に奨学金を貸して佐渡市の人材育成、活性化を図るということでいえば、私は産業関係だけで観光部のほうだけなのかもしれませんが、教育分野の資金制度もなかなか借りにくいという状況があ

りまして、なかなか深刻だと。教育ローンだというふうな評判もあるわけですから、佐渡市というこういう経済状態の中では市内の誘致したものだけではなくて、やっぱり大ぐくりする必要があったのではないかと、これは市長にお尋ねしておきますが。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今回そういうふうな要望もあったこともありますし、極めて島内の景気状態も厳しいということで、今回は誘致学校に限らせていただきました。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 8条の2号のところで、返還完了前に死亡したときには免除の要件になっておりますけれども、この部分は保証人がつくわけですから、保証人からいただくというふうでいいのではないのかなと。これをあれしますと、ちょうど卒業して例えば3月31日、あるいは4月1日に亡くなれば全額取れないと、返していただけないという部分になりますよね。本来なら保険掛けていただいて保険金からもらうという方法もあるでしょうし、ただ身体障害者になったことを想定した場合は、今後の生活もあるわけですから、この部分はいたし方ないにしても、死亡の場合は保証人がつく、あるいは保険ということで対応できるのではないのかなと、最初からこれ全額免除という部分を残していくといかがなものかなという気がするのですが、いかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） お答えいたします。

返還前に死亡した場合は免除をするというものでございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

死亡時に生命保険等々で補てんをしていただければというお話でございます。なるほど保証人も立てますし、それからそういう方法もあるのでしょうかけれども、やっぱり死亡という本当の不慮の場合でありますので、何とか免除をするということで、それだけ借りやすく利用しやすいと、そういうふうにしたいと思ってこういうふうにさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 今の件については、委員会でもんでいただきたいと思いますし、それからあと1点あったのですが、これ考えられるのは仕事をリタイアして第2の人生としてこういう部分で学びたいといったときにこの申請したとしますね。年齢制限というのは、ここではうたっていないのですが、審査の中でふるいにかけるといいうふうに理解していいのか、そういったところ明文化されておるのかどうか。そうすると、今の場合が必ず出てくるのですね。例えば70になってからこの奨学金を使って勉強しようという部分でいけば、非常に確率的には市の回収できない可能性が高くなるのですよね。そういったことを想定しているのかどうか、お尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

これは規則のほうで審査委員会を、申し込みがありますと審査委員会を設けて審査をするというふうな仕組みになってございます。その中で、実態等々考慮をしながら取り組んでまいりたいと、そういうふうと考えております。

○議長（竹内道廣君） 中村剛一君。

○3番（中村剛一君） 所管ですので、1点だけ聞いておきたいと思うのですが、条例の目的のところに経済的な理由により修学が困難な者と絶対条件を規定しております。そして、規則のところで4条で提出された書類の審査等による選考を行いと、こうなっておりますけれども、そうするとこの第1条で定めた経済的な理由で修学が困難だという条件の判断の基準になる例えば親の収入制限とか、そういうものは書類の中に書き込むようになっているのであれば、その収入制限の収入額の限度も聞かせていただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） お答えいたします。

前年の合計所得が500万以下ということが規則で定めてあります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 先ほどの金光議員の質問に答えて金子部長は何か審査でと言うけれども、基本的にはこういうものは規則にのっとってやるとすれば、ほとんど貸してやることを前提にするべきだと思う。そうすると、さっきの年齢制限を、第2条ですか、このところに載せておかぬと今のような、何か詳しい話はわかりませんが、学科によっては相当お年を召した者も通学しているように聞いておるのですが、この趣旨は若い人がこの学校に通うのを経済的に困難な場合援助して、そしてその後もできるだけ佐渡におってほしいのだという趣旨があえてこの誘致した学校ということなのだろうと思う。そうしますと、この第2条できちんと年齢制限をして、この条例に、あるいは規則に定まっておる者については100%基本的には貸しますよと。書類で選考して指定管理のようなことをやっておったのでは、これは子供たちがかわいそうだと思うのだが、そこのところぴしっとするべきだと思うのですが、今のことについてもう一度部長の答弁を求めます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

なるほどこれを制定していくときに70、80のお年寄りの方からの申し込みというのは、正直想定をしてございませんでした。これの取り扱いについては、規則で定めるのがよいのか、あるいは以降要綱、要領、あるいは内規等々で定めるのがよいのか、何らかの形でそれなりの線は引くように検討してみたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 委員会でまたこれ修正するかもわかりませんが、60、70というのはちょっとひどいのですが、少なくとも40とか50とかという線引きをしてせいぜい今市役所の定年も60だとすれば、その辺のことを考慮した中での年齢制限というふうなものを考えるべきだと思うので、60、70というようなことを言うておるのではないのですよ。例えばの話なのだけれども、そのところを返済するについては卒業した後働いて返済していくのだとすれば、どの辺が妥当なのかと。その辺を審査に入る前に出すのか、審査の中で委員会で協議してもらうのか、その1点だけを聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

年齢制限の件なのですけれども、基本的には受け入れる学校のほうが恐らく何歳以上とあるのだと思うのですけれども、我々基本的には条例の中では全員に対象者を定めていきたいなと、そういうふうを考えております。できるだけ使いやすいように、それから学校のほうも使いやすいように、そういうふうを考えております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 第1回目の説明と違うではないか。はっきりとしなければ、そうすれば全員にやるというなら年齢制限なしでいきますと、こう言えばいいだけではないか。最初の説明では、年齢制限を考慮してこの後規則で決めるかなんとかと言うておって、そんな説明ではだめだよ、しっかりしなければ。年齢制限は問いませんなら問いません、それからとるならとる、とるならどういうふうな形で進めていく、委員会の前にそのことをきちんと協議して出してくる、出し得ないから委員会の中でやる、こういうふうにしなければだめではないか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

甲斐副市長。

○副市長（甲斐元也君） お答えいたします。

この条例、規則におきましては、年齢制限等は設けません。とにかく意欲ある人たちが佐渡に来て勉強していただく、そして佐渡で最低でも5年間勤めていただくということでございますので、年齢制限は求めません。ただし、学校が入校許可の段階で年齢制限があれば、それに従わなければならぬと思っております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 先ほどの答弁で学校側から頼まれたという話です。つまり生徒が減ってこのままでは学校がもたないから、とにかく生徒をふやすために佐渡市も金を出してくれという内容だと理解しています。これを建てる時には、敷地はただで貸せる、校舎はただでくれて、1億5,000万も佐渡市の金をつけて建てたのです。もう一つは、あれを建てたおかげで9,000平米という広大な土地がまだ佐渡市に返ってこない。また向こうの言うことを聞いて佐渡市の金をつぎ込む。これ撤退したら、ではどうしますか。卒業してから返すけれども、卒業する前に撤退したら、全部佐渡市がどぶに金を捨てるということになり

ませんか。かなり私は撤退の可能性強いと見ているのです。

もう一点、居住というのがありますが、居住というのは基本的には住所を変えないで5年間いれば全部借りた金を返さなくていいということですから、働いている……5年間遊んでいるというよりも働いている実態が必要なのではないですか、佐渡市に5年間。卒業後5年間でしょう。ですから、住所さえ移さなければただで佐渡市の金がもらえると文章からは理解できますが、この2点お願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

まず最初に、撤退をしたらか、そういう話でございますが、この条例趣旨のところにも書いてございます。確かに現在はNSGさんなのですけれども、我々が市が誘致をした学校についてその誘致校を盛り上げて、あるいは盛り上げていって、かつ卒業すると佐渡島内に住所を置いてそこで佐渡のために貢献をしていただくと、そういうことでこの条例を提案してございます。

それから、そのまんま住所だけあればいいのかというお話でございますが、想定は佐渡に住所を置いてその資格を生かして、あるいはその能力を生かして佐渡に貢献をしていただくと、こういうのが趣旨でございます。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 仮の話をするのは、答弁もしにくいでしょうけれども、繰り返しますが、120人、1学年生徒を想定して90人に落としたのでしょう。ところが、今は20人前後ですね。素人が考えてもこの経営はなかなか、佐渡から金ももらったし、建物もただでもらったけれども、初期投資はなしにしても難しいだろうというふうに考えます。したがって、少しでも生徒を佐渡市の金を使ってふやしてもらわなければ経営が成り立たないし、高野市長が呼んできた学校ですから、高野市長の間は無理しているかもわかりませんが、将来的には撤退の可能性が強いというふうなことを聞いていますし、私、素人が考えてもそう思うわけであります。したがって、何とかに追銭とは言いませんが、そこまでまた佐渡市のお金をつぎ込んでしまうということに対して、行政としていかがなものか。幾らこうやってお金で助けても、生徒がそんなにふえるとは考えられないわけです。だから、無駄なお金を余り一業者につぎ込んでいくのはいかがかというふうな執行部のご意見ございませんでしたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 我々は、できるだけ佐渡にいい教育関係があってほしいというふうに願っています。仮定の話で撤退、撤退とおっしゃられますけれども、それはどうなるか、いろんな条件もあるでしょう。しかし、一生懸命学んでいる人たち、あるいは我々とする、どういうふうにこれから変わるにしてもまたできるだけ多くの上位校が来てほしいと願っているわけで、そういう方々、真剣に学ぼうとする人たちの気持ちをまず第1にすることが非常に大事ではないかというふうに思います。上位校といいますと、今のところは看護学校、今度は10人ふやしていただきます。そういうふうにして、できるだけ島内で生活しながら卒業し、かつまた島内で就職をしてほしいと願うわけであります。特に今回の件は、福祉関係についてはほとんどの人たちが第1期の卒業生は佐渡で就職していただけます。一挙にふえると

は思いませんが、30人弱でございますが、着実に学んでおられますし、また島外からいろんな技術を覚えようという形で来ています。それから、環境というベースについての研究の仕組みもつくっていただけるということでございますので、そのところは将来の子供たち、あるいは学ぶ人たちのためにぜひご協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） これ、第1条のこの精神もわかりますが、ここはこの誘致をしたというだけではなくて、今市長が言った看護学校などにも該当できるようにすべきだと私は思います。それほど多くここにあるわけではないわけですから、誘致をしたという今特定できる学校だけに限定するというのはいかななものかなということ。それから、今近藤議員の話を聞いていまして、例えば卒業しました、その後5年間は住所をそのまま佐渡に放置してありました、そうするとその方についてはどうなるのですかね。ですから、そういうことを含めてまず第1条にかかわるものはどうするのかだけまず聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

浅井商工課長。

○商工課長（浅井和子君） お答えいたします。

医療関係につきましては、医療技術者奨学金貸与条例というのがありますので、そちらのほうで貸与できると思います。

以上です。

〔「そんなことを言うておるんじゃないんだ。看護学校をどうすると聞いている」

と呼ぶ者あり〕

○商工課長（浅井和子君） 看護学校の生徒につきましては、医療技術者奨学金貸与条例におきまして貸与できるというふうに考えております。

〔「5年間のやつはどうするの」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

5年間云々の件でございます。想定をしておる仕組みは、3月に卒業いたします。そうすると、4月から返還が始まります。島内に残っていただいて5年間活躍をしていただく、それから当然5年間きちっと返済金をお返しをいただくと。そうすると、そのことをもって以降残りの部分については減免をしようと、そういうふうな仕組みを考えてございます。

〔「島外、向こうへ行っただけはずっと返済は続くんでしょ、満額、返済は」

と呼ぶ者あり〕

○産業観光部長（金子晴夫君） 補足させていただきます。当然その間に島外へ住所を移し、あるいは卒業と同時に島外へ出ていかれた方につきましては、規定に従って10年間かけて返還をしていただきます。そういうふうな仕組みになっております。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 私が聞いておるのは、卒業しました、だけれども住所だけ佐渡にありました。例え

ば所得証明をつけなければならぬとかなんとかということがやっぱりないと、そういうことだって可能性あるでしょう。住所だけは佐渡におったけれども、本人は島外へ行っていましたと、そういう可能性もあるわけです。初めからわかる可能性。そういうことはきっちりやはり条例でどこかにはめておく。それから、あなた方はよく規則、規則と言うけれども、規則ではなくて見えるものは条例にしておく、これがルールです。だから、我々の目に見えるようにしておいてください。後で規則でというのはなるべく避けるべき。ですから、そういうものをではどうするのかと。

これ、市長に全体的に私は聞きたいのですけれども、これは学校に修学してくれる人をいっぱい来てもらうのと佐渡に定着してもらおうのと2つあるわけですね、目的は。そしたら、佐渡から島外に出て修学している人たち、佐渡に戻ってきました、佐渡に就職しました。そういう人たちの手当てもやはり私は一緒につくっておくべきだと思うのです。この学校に籍を置きました、佐渡に5年間いましただけではなくて、佐渡でない人でもよそから佐渡に入ってきて就業したときにはそういう手当てができるように、何らかの方策をあわせてとっておくほうが私は非常にわかりやすいと思うのですが、どうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） もちろん今議員がおっしゃったように、島外で学んで入ってきて就職するということについても非常に考えなければいかぬかもしれぬですが、今回はこの今の誘致学校、あるいはこれからそういうふうな思いで学校をつくっていただくような学校経営者等に対する両面の、つまり佐渡において学生を集めやすい、勉強させやすい、子供たちにとっても勉強しやすいというための奨学金でありますので、そういうふうに含ましていろんなものをというのは現在まだ考えておりませんが、今回はこの奨学金制度の件でお願いしたいというふうに思います。確かに島外から佐渡へ就職するとか、あるいは外で学んで帰ってくるとかいう方もあると思います。

それからもう一つ、住所をただここにいるだけというのはちょっと想定していなかったわけでございます。これは、また後ほど事務方と検討して、それをできないような格好にすべきだろうと。つまり住所が佐渡になくてそれで減免を受けるというのは、ちょっとだれの目から見てもおかしいというふうに思うわけでございます。それは検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 最後に答弁一緒にしてください。これは、私なぜこんなことを言うのかというと、今までの執行部のこういう提案の中で非常に議論が浅いのですね、提案するときに。やはり提案をするときにはもうちょっと深く広く議論をしていただいて、そしてまとめていただきませんと、こういう議会での議論が出てくるわけです。やはりもう少し深く広く議論をした中でまとめてもらうということにしてもらわないと、こればかりではないのですよ。いろいろの問題が出てきますから、我々がちょっと考えただけでも幾つかもう出ておるわけですね。このくらいのことは皆さん方が想定できる範囲です。もう少しやはり議論をきちっと詰めてください。部長、答弁だけ。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） 先ほどの住所の件でお答えをいたします。

条例の８条の第１号ですか、１号について市内に居住をすると、そういうことを書いてございまして、先ほどもご答弁申し上げましたが、佐渡に残って活躍をしていただけると、それを条件にしたいと、そういうふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ごちゃごちゃ聞くことはないので、たった１つだけ。

この条例には大きな矛盾があるのです。その１点だけ。なるだけこれは直したほうがいいだろうと思いますので、委員会の審査を通じて条例を直すかなんかしたほうがいいのではないかなと、こう思うのは今も議論になっておりますね、５年間の在住という部分なのですが、やっぱり佐渡に就職してというのを入れないと今の議論になるので、１つこれは考えていただきたいということだけを申し上げておきます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、市内に居住をしてというふうな表現でございます。これは、我々の想定は当然ながら就職をして仕事をして活躍をしていただくと、そういうふうに想定をしております。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 想定論ではないのだ。条例というのは、いろいろな解釈ができるということをきちっと防いでおく必要がある。したがって、住所だけがあればいいというのではなくて、きちっと佐渡で就職をしてと、そのものについて認めるというふうにきちっとしたほうがいいと思うので、メンツがあるからここででは変えますとは言えぬが、なお吟味して立派なものにするぐらいの答弁はあっていいのではないかな。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

先ほどもそういう就職をしてという思いでつくってございます。字句文言等につきまして、必要ならば検討させていただきます。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第90号についての質疑を終結いたします。

議案第91号 移動通信用鉄塔無線設備購入契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結いたします。

議案第92号 両津小学校校舎及び体育館耐震補強・改修工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号 加茂小学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

議案第94号 佐和田中学校校舎及び体育館耐震補強・改修（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 1点だけ。この入札において4業者辞退をされています。さきの2議案も同じような内容で、同じ日の平成22年3月12日、同じ日に同じような内容で入札していきまして、今回辞退された4業者の方々もさきの2議案ではきちんと入札をしております。この94号だけ辞退されておるその理由を聞き取りをしていると思うので、その辞退した理由を明確にお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えをいたします。

辞退届記載の理由については、受注した場合に技術者の確保が困難、手持ち工事が多い等の理由で4社が辞退されたというふうに聞いております。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 今ほどの部長のご答弁だと、その理由だとさきの2つの件のときにも言えるのではないのですか。さきの2つのうちどちらかを受注しましたと、そのことによって後の94号が技術者から何からちょっと張りつけられないので、辞退させていただきますというならわかるのですけれども、その理由だと答弁にはならないような気がします。

それと、そういうことならこれはここで言うあれではないのかもしれないのですけれども、ではこのとった業者の下請に辞退された業者が入るということはありませんよね。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えをいたします。

ちょっとその辺については、私のところでは不明な問題なので答えかねますので、よろしく願います。

〔「辞退したのが下請をするというのはおかしいと指摘されておるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えいたします。

規則等でその取り決めはないというふうに思いますけれども、一般論としては余り好ましくないというふうには考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 今のはちょっと答弁になっていないような気もするのですが、先ほどの最初に部長が理由として挙げられたこと自体が理由にはなっていないと思います。きちんとさきの2つのときには入札行為をしておるわけですから、最初からずっと4社についてはご辞退させていただきますと、人間もたくさんで仕事も手持ちがいっぱいでできないのでというのであればつじつまが合うのですが、先ほどのようなご答弁だと全くつじつまが合っていないと思いますので、そのところもう一度業者からきっちり聞き取りをするなり何なりとしていただかないと、余計な変なせんさくをされかねませんので、そのところ今後こういうことのないようにきっちり業者を指導していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えをいたします。

先ほど最初に答弁差し上げた理由は、辞退届というものに記載されていたものを述べさせていただいたというものでございます。今議員ご指摘の点については、これからまた再度戻りまして確認をするような作業をしたいというふうには考えております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） この佐和田中学校だけ電気工事もここに載っているのですが、他の2つの学校については金額は少ないという意味で載せていないのか。そして、これ何か12日から仕事に入ることがどこかに書いてあったのですが、これと本体工事との関係はどうなのか、説明願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

なぜ佐和田中学校のみ建築ということがあるかということですが……

〔「電気工事」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（山本充彦君） 電気工事。それで、佐和田中学校の場合には体育館の電球の昇降についても工事やるということで、その部分は電気で発注しますし、建物については建築のほうで発注したいということで、2つに分離して発注するというところでご理解願います。

〔「他の学校には電気工事はない」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（山本充彦君） そうです。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 前のほうもそうなのですが、この経済対策でやるということになっているのですが、具体的にはこれどの程度の経済対策の予算が入ることになりますか。例えば公共投資とか、そういったものも含めてやっているのかもわからない。単純に経済対策という項目がついているのかどうかかわかりませんが、例えば国のきめ細かとか、あるいはこの間の交付金とかが入る内容になっているのか。もちろんスクールニューディールで耐震があるというのがありますが、そういったところの国の補助みたいなもの

のはどのようになっていますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

この大規模改修については、経済対策、さきの経済対策の補正で盛ったものの工事でございます。

〔「幾らぐらい」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えします。

全額補助対象となっております。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 簡単に聞いておきます。

まず、ここへ来て21年度国保の補正予算を出さなければならなかった、なぜ今なのか。つまり医療費の支払いがふえたというのがなぜ今になってわかったのかということが1点。

それから、この補正予算書を見ると、予備費で1,780万これを減額しておりますから、不足金額は9,280万円だと思えるのです。だから、その辺の事情も含めて説明を願いたいということが1点、これが22年度予算にどう影響してくるのかということが2点。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

今議員がお話しのとおり、今回の定例会で第6号の補正を提案しまして、既に先議が終わりまして議決をいただいております。今回の提案でございますけれども、基本的には今回の当初予算については1月までの支払いで予算は計上しておりました。その後、医療は確かに伸びておるのですけれども、しかし当初予算の時点で当然もっと詳しく調査とか見込みを立てれば、当初予算に計上されたと思われる予算でございます。これについては、職員の非常にずさんといいますか、提案のときの調査が不足であったというふうに思います。

それから、これに伴う当初予算の影響でございますけれども、今回の提案で7,500万基金から繰り入れを追加しております。当初予算では5,000万の繰り入れを予定しております。基金の残高から見ますと、まだ余裕はあるわけですが、しかしながら医療費の見込みについてはことしの1月までで見込みを出しております。当然医療費は、見込みをもう一回検討する必要があると思います。しかし、当初予

算については今の基金の繰り入れ、当初予算で予算は大丈夫と思いますけれども、本算定ではいずれにしても医療費の見直しから再検討が必要になってまいります。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 国保については、おれは厳しい目でずっと見ておるのだが、職員の予算編成における調査についてもう少しきちとした見方をすべきであると思うのです。そうでないと、先議でこれ処理して終わってから21年度の補正が出てくるという、こういう極めてばかばかしいことが起こる。これは答弁は要らぬが、厳重に注意をして、終わります。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 2点お教え願いたいと思います。

1点目は、今答弁もあったのですが、実態1月分までで給付費見たというような話があったのですが、つまり3月の補正で例年ならいつまでを見ていて計上するのか。今回なぜこんな誤差が出たのか。つまり給付費をちゃんと見ていなかったということだろうと思うのですが、なぜこんなことが起こったのかということが1点です。

もう一点は、先ほどの議員の方と同じですが、つまりさきの3月補正の前年度医療費の見込みで当初予算を立てているわけですから、当然この分ぐらいの誤差は私出てくるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

今議員がおっしゃるように、間違いなく見通しが間違っていたということでございます。1月までということでございますけれども、基本的には前年度の伸び、1月までのことしの実績を踏まえながら最終見込みを立て、そして補正予算を組んで新年度予算を組みます。これは当然のことですけれども、その時点での担当の1月以降といいますか、残りの3カ月の見込みが非常に甘かったということになると思います。

それから、当然のことながら現場のほうでは伝票を切る人、それから通知を受ける人、常に話し合いをしながら見込みを立てるべきところでございますけれども、この辺がうまく連絡ができておりませんで、全体の見込みが間違っていたということでございます。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第90号から議案第95号は、お手元に配付の委員会付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

来週24日水曜日は午後2時から開会します。

本日はこれにて散会します。

午前 1 時 15 分 散会